

大経総第 e-1072 号

令和 6 年 11 月 20 日

大阪市監査委員	森	伊吹	様
同	森	恵一	様
同	岡田	妥知	様
同	福田	武洋	様

大阪市長 横山 英幸

住民監査請求に係る勧告を受けて講じた措置について（通知）

令和 6 年 8 月 23 日付け大監第 23 号で勧告のあった事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により通知します。

記

令和 6 年 8 月 23 日付け大監第 23 号で勧告の対象であった事項については、令和 5 年度に実施した施設等の修繕事案（大規模改修・大規模補修を含む）のうち、金額や事由を問わず、大阪市が費用を負担するものの指定管理者を施工主体と位置付けた全ての案件について、契約及び支出手続が適切に行われていたのか点検を行い、本件と同様の不適切事務が今後起こらないよう、別紙のとおり再発防止策を講じる措置を行いました。